

## 上屋及び荷さばき地（一般利用）の利用許可等に関する要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号。以下「条例」という。）及び川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年川崎市規則第31号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、上屋及び一般利用の2級荷さばき地の適正な管理運営を図るため、利用許可申請の審査基準、使用料の徴収、手続き等に関し、必要な事項を定めるとする。

### （利用の申請）

第2条 規則第1条第4号に定める第4号様式（以下「申請書」という。）は、同一貨物について、利用許可を受けようとする貨物蔵置場所ごとに提出させるものとする。

2 申請書は、やむを得ない理由があると認める場合のほか、利用開始希望日の前日までに正副2部を提出させるものとする。ただし、FAXによる提出の場合は1部とする。

### （利用の許可）

第3条 前条の規定により提出された申請書を受理したときは、川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）第5条の規定により定めた審査基準に基づき申請内容を審査し、利用許可の可否を決定するものとする。

### （利用許可の期間）

第4条 利用許可期間は条例第5条第1項第1号に定める期間内とする。ただし、1回の申請に係る利用許可期間は30日以内とする。

2 条例第5条第2項により、利用期間の延長を許可するときは、その理由を明記した申請書をあらかじめ正副2部を提出させるものとする。ただし、FAXによる提出の場合は1部とする。

(利用許可の面積)

第5条 利用許可面積は、1区画を単位として許可するものとする。

2 施設内に設置する通路部分（利用者が便宜上設置する通路部分を除く。）は、利用許可しないものとする。ただし、貨物の蔵置状態により、他の貨物の搬入又は搬出に支障がない場合には、利用許可することができる。

(利用許可の変更)

第6条 既に許可した申請について、利用許可期間の初日、貨物蔵置場所、区画の番号、及び搬入する品名の変更は、許可しないものとする。

2 利用面積を増加する必要があると認める場合は、これを新たに許可することができる。

3 利用許可期間の初日を経過した後において、利用面積を減少する変更は許可することができない。この場合において、許可区画のうち未利用区画については、第8条第1項の規定による施設の一部利用完了として取り扱うものとする。

(搬入・搬出届)

第7条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、貨物を搬入し、又は搬出しようとするときは、その前日までに規則第16条の3に定める第17号様式（以下「搬入・搬出届」という。）を提出させるものとする。

2 提出された搬入・搬出届の記載内容を審査し、適当と認めるときは、確認印を押印し、利用者に返却するものとする。ただし、FAXによる提出の場合は、返却はしないものとする。

3 利用者が貨物を搬入し、又は搬出したときは、搬入・搬出届に所定の事項を記入し、速やかに提出させるものとする。

（利用完了届）

第8条 利用者が、施設の全部又は一部の利用を完了したときは、規則第16条の3第2項に定める第19号様式（以下「完了届」という。）正副2部を速やかに提出させるものとする。ただし、FAXによる提出の場合は1部とする。

2 完了届が提出されたときは、当該施設が原状に復していることを直ちに確認のうえ、これを受理し、受付印を押印して副を利用者に返却するものとする。ただし、FAXによる提出の場合は、原則として返却はしないものとする。

3 利用の一部完了は、施設の1区画を単位として認めるものとする。ただし、貨物の蔵置状態により、当該区画が他の利用に供し得ないときは、一部完了を認めないものとする。

（使用料の精算等）

第9条 使用料の算定基礎となる利用日数は、申請書の利用期間の初

日から利用完了日までとする。ただし、利用期間の初日の属する月の翌月末までに利用を完了しないときは、当該月末をもって利用期間の初日からの使用料を精算するものとし、以後1月を経過するごとに、当該月末をもって精算するものとする。

2 前項の規定により精算した使用料は、精算した月の翌月に徴収するものとする。

3 第6条第3項後段の規定により完了した面積に係る使用料は、利用期間の初日から利用一部完了日まで徴収するものとする。

4 利用許可した区画の面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、当該端数面積を切り捨てて使用料を算出するものとする。この場合において、利用許可した区画数が2以上のときは、当該区画の面積の合計に生じた端数を切り捨てるものとする。

#### (施設の損傷等)

第10条 利用者は、貨物の蔵置にあたっては、必要に応じて荷重の分散その他施設の損傷等の防止措置を講じなければならない。

2 利用者は、作業開始前及び終了後に利用施設の損傷又は故障の有無を確認しなければならない。

3 利用者は、自己の責により施設を損傷し、又は、故障を生じさせたときは、直ちに届け出るとともに、別に定める事故報告書を速やかに提出し、当該施設の原状に復さなければならない。

4 利用者は、前項の場合、当該施設を原状に復する工事に着手し、又は完成したときは、別に定める事故復旧工事着手届又は事故復旧工事完成届を速やかに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 0 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 1 9 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。